

地域医療支援病院の承認について

1 地域医療支援病院の概要

(1) 趣旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設（都道府県知事が個別に承認）。

(2) 主な機能

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

2 地域医療支援病院の取扱方針等について

(1) 取扱方針について（平成14年9月6日愛知県医療審議会医療計画部会承認）

- 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に1か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。
- 地域医療支援病院の承認要件は、平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」による。
- 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聴くものとするが、その意見の聴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則（昭和35年12月10日愛知県規則第54号）の様式第14号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。
- 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。

(2) 承認要件（参考資料1－1）

- 開設者：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。具体的には、次のいずれかの場合に該当すること。
 - ア) 紹介率が80%以上であること
 - イ) 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ウ) 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 地域の医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

(3) 本県の承認状況（参考資料1－2）

- 地域医療支援病院 31病院

3 地域医療支援病院の新規承認申請について

(1) 概要

医療機関の名称	知多半島総合医療センター (旧 半田市立半田病院)
開設者	地方独立行政法人知多半島総合医療機構(令和7年2月28日設立認可) 理事長(予定者) 渡邊 和彦
所在地	半田市横山町192番地
開設予定日	令和7年4月1日

(2) 主な要件適合状況（要件の詳細は参考資料1－1）

要件	状況	適合状況
開設者	地方独立行政法人法施行令第40条により適合	適・不適
紹介率・逆紹介率	紹介率83.5%、逆紹介率106.7%	適・不適
地域の医師等との共同利用体制	共同利用の実績183件、登録医療機関259機関、共同利用病床5床	適・不適
救急医療	優先病床15床、専用病床12床、救急患者実績21,240人	適・不適
地域の医療従事者に対する研修	29回実施、参加者929人	適・不適
病床数	416床	適・不適
構造設備	集中治療室を始め必要な施設を有する	適・不適
諸記録の管理等	責任者及び担当者を定め管理及び閲覧を実施	適・不適
委員会設置	委員12名(うち9名が院外)、年4回開催	適・不適
相談体制	患者サポートセンター設置(相談件数14,858件)	適・不適

(3) 審査状況

項目	実施日時	結果
事業計画書	令和6年10月17日	要件充足
現地調査	令和6年12月19日	要件充足
圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取	知多半島圏域保健医療福祉推進会議 令和7年2月6日	合意
医療審議会における意見聴取	医療審議会5事業等推進部会 令和7年3月24日	